

日野町告示第29号

令和6年第6回日野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月30日

日野町長 埴 田 淳 一

1. 期 日 令和6年9月6日

2. 場 所 日野町議会議場

○開会日に応招した議員

小 林 良 泰

坪 倉 敏

梅 林 智 子

松 本 利 秋

竹 永 明 文

小 河 久 人

中 山 法 貴

金 川 守 仁

安 達 幸 博

中 原 信 男

○応招しなかった議員

な し

第6回 日 野 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和6年9月6日（金曜日）

議事日程

令和6年9月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- （1）議会関係の報告（議長）
 - （2）一般行政報告（町長）
 - （3）令和5年度日野町財政健全化判断比率について（町長）
- 日程第4 議案第52号 事業契約の締結について（町長）
- 日程第5 議案第53号 日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第6 議案第54号 日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（町長）
- 日程第7 議案第55号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第56号 日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第9 議案第57号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第10 議案第58号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第11 議案第59号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第12 議案第60号 令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第13 議案第61号 令和5年度日野町一般会計歳入歳出決算認定について（町長）
- 日程第14 議案第62号 令和5年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長）
- 日程第15 議案第63号 令和5年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長）

- 日程第16 議案第64号 令和5年度日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長）
- 日程第17 議案第65号 令和5年度日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（町長）
- 日程第18 議案第66号 令和5年度日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（町長）
- 日程第19 議案第67号 令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（町長）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- （1）議会関係の報告（議長）
 - （2）一般行政報告（町長）
 - （3）令和5年度日野町財政健全化判断比率について（町長）
- 日程第4 議案第52号 事業契約の締結について（町長）
- 日程第5 議案第53号 日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第6 議案第54号 日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（町長）
- 日程第7 議案第55号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第56号 日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第9 議案第57号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第10 議案第58号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第11 議案第59号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第12 議案第60号 令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第13 議案第61号 令和5年度日野町一般会計歳入歳出決算認定について（町長）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第14 | 議案第62号 | 令和5年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長) |
| 日程第15 | 議案第63号 | 令和5年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(町長) |
| 日程第16 | 議案第64号 | 令和5年度日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長) |
| 日程第17 | 議案第65号 | 令和5年度日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について(町長) |
| 日程第18 | 議案第66号 | 令和5年度日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(町長) |
| 日程第19 | 議案第67号 | 令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について(町長) |

出席議員（10名）

1番	小林良泰	2番	小河久人
3番	坪倉敏	4番	中山法貴
5番	梅林智子	6番	金川守仁
7番	松本利秋	8番	安達幸博
9番	竹永明文	10番	中原信男

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

[illegible]

説明のため出席した者の職氏名

町長	堀田淳一	副町長	音田守
教育長	安達才智	総務課長	景山政之
住民課長兼会計管理者	荒木憲男	企画政策課長	神崎猛

健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 杉 原 昭 二
建設水道課長 ————— 音 田 雄 一 郎 教育課長 ————— 遠 藤 律 子
代表監査委員 ————— 谷 口 勇

午前１０時００分開会

○議長（中原 信男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は１０人であり、定足数に達していますので、これより令和６年第６回日野町議会定例会を開会いたします。

本日は、谷口勇代表監査委員に説明員として出席をいただいております。なお、中海テレビのテレビカメラによる撮影及び例規等の確認のため、出席議員にはタブレット端末機の使用を許可をしております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中原 信男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第１２５条の規定により、５番、梅林智子議員、６番、金川守仁議員の２名を指名をいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（中原 信男君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から９月２７日までの２２日間にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から９月２７日までの２２日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（中原 信男君） 日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の付託報告を行います。

請願第1号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書1件を教育民生常任委員会に、陳情第7号、治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書提出の陳情1件を総務経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

また、本町の監査委員から、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、第5回臨時会以後の議会関係の報告をいたします。

8月9日、教育民生常任委員会を開催しました。

8月15日、日野町二十歳の集いが町文化センターで開催され、議長ほか議員が出席をいたしました。

8月19日、西部町村議会議長会主催の自治功労者表彰並びに議員研修会が伯耆町で開催され、議長ほか議員が出席をいたしました。

同日、議会広報常任委員会を開催をしております。

8月22日、再生可能エネルギー調査特別委員会を開催いたしました。

8月28日、西部広域行政管理組合議会臨時会が開催され、議長が出席をいたしました。

8月29日、日野病院組合議会定例会が開催され、議長ほか関係議員が出席をいたしました。

8月30日、本定例会開催のため、議会運営委員会を開催しております。

同日、日野町・江府町・日南町衛生施設組合議会定例会が開催され、関係議員が出席いたしました。以上であります。

続いて、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） それでは、令和6年第5回議会臨時会以降の一般行政報告をいたします。

8月15日、令和6年度日野町二十歳の集いを町文化センターで開催いたしました。本年度、二十歳を迎えられる皆さんは22名で、当日は13名の出席がございました。議員の皆様をはじめ、多くの来賓の皆様の御臨席を賜り、挙行することができました。今年度は、日野中学校時代に担任をされた恩師の先生お二人にお越しいただき、激励の言葉をいただいたり、中学生当時の懐かしい写真の放映もございました。二十歳となられた皆様を代表して、2名の方が成人としての決意と感謝の言葉、そして仲間への思いを述べられたところでございます。参加者それぞれが希望を胸に、大人としての自覚と責任を持って、今後、社会に貢献されていくことを期待するところでございます。

8月28日には、令和6年8月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が招集されましたので、

その概要を報告いたします。

議案としましては、工事請負契約の締結について、監査委員の選任について審議されたところでございます。このうち工事請負契約の締結につきましては、江府消防署移転新築建築主体工事、監査委員の選任につきましては、辞職による欠員があったことにより、新たに議会議員から監査委員を選任するもので、いずれの議案も原案のとおり可決されたところでございます。

8月29日には、令和6年第2回日野病院組合議会定例会が招集されましたので、その概要を報告いたします。

議案といたしましては、令和5年度日野病院組合事業会計等の決算の認定3件、日野病院組合病院事業会計補正予算が提案され、いずれも原案のとおり認定・可決されました。令和5年度日野病院組合各事業の決算につきましては、7,350万円の黒字となりました。これに伴い、病院事業、在宅介護支援事業及び診療所事業の累積剰余金は10億1,356万円となっております。病院事業の医業収益は、まず、入院収益につきましては、患者数は減少しましたが、診療単価の増の影響で増収となった一方、外来収益は、新型コロナウイルス感染症が終息に向かい、患者数、診療単価とも減となり、減収となったところでございます。補正予算は、看護師がなるべく患者に寄り添えるような体制にするための院内PHSの更新等消耗備品費40万円、鳥取県医療施設等設備整備費補助金を活用した個人用他用途透析装置等を購入する機械備品購入費4,255万3,000円が提案されたところでございます。

8月30日には、令和6年第2回日野町・江府町・日南町衛生施設組合議会定例会が招集されましたので、その概要を報告いたします。

議案といたしましては、令和5年度の決算認定、令和6年度の補正予算の2議案が提案され、原案のとおり認定・可決されたところでございます。令和5年度の決算につきましては、歳入総額2億1,516万9,000円、歳出総額1億8,979万9,000円で、その内容は適正に処理されており、認定されたところでございます。令和6年度補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,937万円を追加し、総額を1億9,090万5,000円とするもので、歳出の主なものは、施設組合職員の共済費の率改定による増額のほか、前年度からの繰越金を予備費に1,914万9,000円を追加し、財源は繰越金1,937万円をもって充てるものでございます。

以上が一般行政報告でございます。

○議長（中原 信男君） 続いて、令和5年度日野町財政健全化判断比率について報告を受けます。
 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 財政健全化判断比率について御報告申し上げます。

お手元に配付いたしております令和5年度日野町財政健全化判断比率についてを御覧いただきたいと思います。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。令和5年度の決算におきましても、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率の4指標について、健全であることを示す値となりました。今後もこれらの財政指標に気を配りながら、健全な事業計画財政運営を進めてまいりたいと思います。

審査の内容につきましては、総務課長から報告させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） それでは、令和5年度日野町財政健全化判断比率について御報告いたします。お手元の令和5年度日野町財政健全化判断比率についての下段の表、財政健全化判断比率の状況を御覧いただきたいと思います。この表は、財政判断4指標について、早期健全化基準と令和5年度決算における健全化判断比率を対比して表しているものです。

4指標のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、早期健全化基準それぞれ15%、20%に對しまして、いずれも実質収支が黒字となっておりますのでマイナスの率となり、表示なしとしております。

次の実質公債費比率は、早期健全化基準である25%、記載の許可基準である18%をいずれも下回り、単年度で10.5%、令和3年度から令和5年度までの3か年平均では8.4%となりました。これは昨年度の6.9%から1.5%増の値となっております。

次に、将来負担比率であります。地方債残高や退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源が上回っており、判断比率としては表示なしとなっております。

以上、4つの指標について、いずれもが健全な財政基準であることを示すものでございます。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第52号 から 日程第12 議案第60号

○議長（中原 信男君） 次に、日程第4、議案第52号、事業契約の締結についてから日程第12、議案第60号、令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたしたいと思ひます。一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議がないようですので、一括議題とし、順次説明を求めます。

最初に、日程第４、議案第５２号、事業契約の締結について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第５２号、事業契約の締結についてを御説明いたします。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは、日野町野田に世帯向け住宅４棟を建設するに当たり、設計及び施工を一括して委託する請負契約について、予定価格が５，０００万円以上であることから、地方自治法第９６条第１項第５号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、日野町世帯向け住宅建設事業。契約の目的は、日野町世帯向け住宅建設に係る設計、施工業務。事業場所は、鳥取県日野郡日野町野田２４５番の３ほか。契約方法は、公募型プロポーザル方式によるもの。契約金額は、１億８，１８３万円。契約の相手方は、広島県広島市西区草津新町二丁目２１番６９－１１号、大和ハウス工業株式会社中国支社、支社長、岩淵義徳でございます。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第５、議案第５３号、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第５３号、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第５３号、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

２ページ、条例の改正が必要な理由と概要を御覧ください。これは、行政手続における特定個

人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義が法律の別表から削除されたことに伴い、本町の条例に用語の定義を位置づけ、引用する規定の改正を行うものでございます。なお、施行期日は公布の日からといたしております。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第6、議案第54号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第54号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 遠藤教育課長。

○教育課長（遠藤 律子君） 議案第54号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

2ページの条例の改正が必要な理由と概要を御覧ください。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定めた基準に沿って地方公共団体が定めることとされております。このたび、国の基準を定めた関係府省令等につきまして、所要の改正が行われたことに伴い、該当条例の一部改正を行うものでございます。

2、改正内容は、小規模保育事業所等の保育士・保育従事者の配置基準について、満3歳以上から満4歳に満たない児童につきまして、おおむね20人につき1人からおおむね15人につき1人といたしまして、また、満4歳以上の児童につきましては、おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人とする見直しでございます。

3、附則、施行期日は公布の日とし、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の職員配置の規定を適用しないことといたします。

説明は以上でございます。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第7、議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、令和5年公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の2ページ、改正が必要な理由と概要を御覧いただきたいと思います。この条例改正の背景及び趣旨は、令和5年公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることになったため、日野町国民健康保険条例の所要の改正を行うものです。

改正内容は、本文第14条中、第9項を第5項に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を、「又は虚偽の届出をした場合」に改めるものです。

改正の詳細は、3ページからの改正本文を御覧いただきたいと思います。

最後に、附則規定です。本改正の施行期日は令和6年12月2日とし、経過措置として、施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第8、議案第56号、日野町水道事業の布設工事監督者の配

置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第56号、日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設水道課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 議案第56号、日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書2ページの条例の改正が必要な理由と概要を御覧ください。背景及び趣旨としまして、水道整備・管理行政が令和6年4月1日に厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴い、関係する規定の整備を行うものです。改正の内容は、本文第4条の水道技術管理者資格のうち、講習課程修了の登録を認可する所管大臣名を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に改正し、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第10、議案第57号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第57号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,491万4,000円を追加し、予算総額を39億2,852万3,000円とするものでございます。補正額等は2ページから3ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

次に、4ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。日野町立ひのっこ保育所調理業務委託について、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を5,048万8,000円とする

ものでございます。

次に、5 ページ、第3表、地方債補正を御覧いただきたいと思います。変更としましては、過疎対策事業債の限度額を750万円増額し2億1,900万円とし、臨時財政対策債の限度額を1,563万9,000円減額し436万1,000円とし、合計の限度額を2億4,826万1,000円とするものでございます。

このたびの補正予算では、歳出の主なものとしまして、庁舎基幹システムの標準化に向けた環境構築に向けた費用2,654万6,000円、町道維持のための修繕または拡張する費用に1,188万円、建築から43年が経過し、老朽化している下榎畜産団地の解体に係る費用として3,344万円、オシドリ観察小屋簡易トイレの更新に係る費用として307万5,000円などを計上しております。そのほかには、年次的に行っております役場庁舎LED照明取替え工事に459万8,000円、山村開発センター会議用机、椅子の更新に760万5,000円、ひのっこ保育所厨房機器の更新費用に398万1,000円などを計上しているところでございます。

一方、歳入の主なものとしましては、普通交付税額の確定により増額となった地方交付税1億1,326万1,000円、諸収入は、デジタル基盤改革支援基金補助金に679万8,000円、町債は、過疎対策事業債が750万円の増額、臨時財政対策債が1,563万9,000円の減額、前年度歳計剰余金繰越金が2億1,789万円を計上しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第57号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧をいただきたいと思います。

8ページ、歳入について御説明いたします。町税、町民税、個人は、定額減税に係る地方特例交付金の額の確定に伴い、個人町民税現年課税分が4万9,000円の増額です。地方特例交付金は、令和6年度の定額減税減収補填及び住宅借入金等特別税額控除減収補填に係る交付額が確定したことにより、4万3,000円の減額です。地方交付税は、令和6年度の普通交付税額が確定したことにより、1億1,326万1,000円の増額です。国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金は75万9,000円の増額で、保育所等業務効率化推進事業費補助金が9,000円の増額、生活保護システムのシステム改修に係る費用の補助金として、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が75万円の増額です。土木費補助金は1,065万6,000円の減額で、

額の確定により、社会資本整備総合交付金が622万1,000円、道路メンテナンス事業費補助金が511万5,000円それぞれ減額で、アスベスト撤去支援事業補助金は、民間施設の解体に伴うアスベスト撤去に係る補助金として68万円を計上しています。県支出金、県補助金、総務費補助金は58万2,000円の減額で、鳥取県防災・危機管理対策交付金の配分額の確定により96万5,000円の減額、パスポート、端末機器の更新に係る権限移譲交付金が33万3,000円の増額、家庭用置き配ボックス設置に係る費用への支援として、トットリボーン！置き配ボックス設置事業補助金に5万円を計上しています。

9ページ、民生費補助金は49万3,000円の増額で、医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業補助金を計上しています。衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金が27万8,000円の減額です。農林水産業費補助金は46万2,000円の増額で、がんばる地域プラン事業費補助金が38万2,000円の減額、鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金が84万4,000円を計上しています。土木費補助金は、アスベスト撤去支援事業補助金が民間施設の解体に伴うアスベスト撤去に係る補助金として51万円を計上しています。財産売払収入、物品売払収入は、使わなくなった給食センターのコンテナの売却収入として4万6,000円を計上しています。動産売払収入は、除雪車の更新により不要となる除雪車の売却収入として145万円を計上しています。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は1億5,056万2,000円の減額です。森林整備基金繰入金は、臨時台帳更新業務において県の補助金を見込んだため84万4,000円の減額、町行造林事業の間伐作業区域の変更による作業道延長の財源として430万円の増額です。

10ページにかけて、諸収入、雑入、雑入は、標準化システムへの移行準備に係る補助金として、デジタル基盤改革支援基金補助金が679万8,000円の増額です。町債、町債、総務債は、臨時財政対策債が1,563万9,000円の減額です。土木債は、社会保障整備総合支援交付金及び道路メンテナンス事業費補助金の確定により、橋梁改良事業債が130万円の増額、社会保障整備総合交付金の配分額確定により、除雪機械整備事業債は620万円の増額です。繰越金は、前年度歳計剰余金繰越金として2億1,789万円を計上しております。

次に、11ページ、歳出について御説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費は54万3,000円の増額です。職員手当等は、扶養義務者の増により扶養手当、児童手当が合わせて12万円の増額、備品購入費は、プロジェクター及びワイヤレスアンプを購入する費用として42万3,000円を計上しています。財産管理費は1,245万6,000円の増額です。需用費は、役場庁舎の修繕に係る費用として25万3,000円の増額、委託料は、山村開発セン

ター会議用机、椅子の処分に係る費用として66万円、工事請負費は、役場庁舎に係るLED照明取替え工事として459万8,000円の増額、備品購入費は、山村開発センター会議用机及び椅子を購入する費用として694万5,000円を計上しています。企画費は179万7,000円の増額です。需用費は、現在改修中の旧黒坂小学校のキッチンに必要な調理器具や合宿施設に必要な畳や布団などを購入する消耗品に50万6,000円、研究成果報告会の周知に係るポスター制作に印刷製本費が4万円、役務費は、営業届申請に係る手数料として1万6,000円、委託料は、リノベーションLabのスポーツ教室など、カルチャースクールに係る委託料及び小さな拠点における鳥取大学との共同研究に係る委託料として32万円、備品購入費は、キッチンを運営するのに必要な冷蔵庫などを購入する費用として72万5,000円、負担金、補助及び交付金は、12月開催予定の成果発表会の際のイベント開催への補助及び個人宅に宅配ボックスを設置する費用の一部を助成するものとして19万円を計上しています。情報処理費は、基幹システム標準化に対応するための環境構築に必要となる機器の整備及び設定作業に係る委託料として、2,654万6,000円の増額です。財政調整基金は2,700万1,000円の増額です。前年度歳計剰余金繰越金や地方交付税の増額により、将来の起債償還の際の財源不足に備える減債基金への積立金です。

12ページにかけて、防災諸費は181万円の減額です。委託料は、当初スマートフォンなどを用いてウェブによりハザードマップが見られるアプリの構築費を計上していましたが、大阪大学大学院及び一般社団法人地域情報共創センターが提供する災救マップアプリが安価に使用できることから、そちらに切り替えたことにより330万円の減額、負担金、補助及び交付金は、新たに消防防災環境整備総合支援補助金や住宅等における防災対策支援事業の補助金制度を創設することにより、149万円の増額です。戸籍住民基本台帳費は33万4,000円の増額です。役務費は、既存のパスポート交付端末機を処分する手数料として6,000円、備品購入費は、パスポート交付端末機を購入する更新費用として32万8,000円を計上しています。

次の民生費からは、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中原 信男君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 引き続き、12ページ中段から、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、740万2,000円の増額です。委託料は、今年度から実施している地域でつくりみんなで支える送迎支援事業において、当期加算を加えることにより18万5,000円の増額、負担金、補助及び交付金は、医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業補助金として98万8,000円、日野郡更生保護女性会が実施する視察研修に要する費用の一部助成に

4万9,000円を計上しています。扶助費は、障害者就労促進支援事業、交通費助成金として29万4,000円を計上しています。償還金、利子及び割引料は、障害者総合支援事業の前年度精算に伴う国庫及び県への返還金で、572万3,000円の増額です。繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金を8万1,000円、介護保険特別会計への繰出金を8万2,000円、それぞれ増額するものです。老人福祉費は、低所得者保険料軽減事業の前年度精算に伴う国庫及び県への返還金で、41万4,000円を計上しています。

13ページ、児童福祉費、児童福祉総務費は、450万5,000円の増額です。職員手当等は、扶養義務者の増及び通勤距離の変更により25万4,000円の増額、役務費は、ひのっこ保育所のWi-Fi契約変更によるデータ通信料の増及び契約の手数料として1万9,000円の増額、工事請負費は、保育所厨房内に設置している食器洗浄機と冷蔵庫を買い換えるための更新工事費として398万1,000円を計上、償還金、利子及び割引料は、子育て世帯生活支援特別給付金の前年度精算に伴う国庫返還金で25万1,000円を計上しています。児童措置費は、償還金、利子及び割引料が、児童手当交付金の前年度精算に伴う国庫返還金で、17万7,000円を計上しています。母子福祉費は、償還金、利子及び割引料が、児童入所施設処置費負担金等の前年度精算に係る国庫及び県への返還金で、78万1,000円を計上しています。生活保護費、生活保護総務費は、1,726万9,000円の増額です。委託料は、生活保護法の一部改正に伴うシステム改修に係る電算処理委託料として173万4,000円の増額、償還金、利子及び割引料は、生活保護事業費の前年度精算に伴う国庫への返還金として、1,553万5,000円を計上しています。

14ページにかけて、衛生費、保健衛生費、予防費は、518万3,000円の増額です。需用費は、高齢者インフルエンザ接種券付与診票の印刷製本費など3万6,000円の増額、償還金、利子及び割引料は、新型コロナワクチン接種事業等の前年度精算に伴う国庫への返還金として514万7,000円を計上しています。保健事業費は31万3,000円の増額です。需用費は、ノルディックウオークポールの格納袋及び公用車のスタッドレスタイヤ購入及び取替えに係る費用として13万5,000円の増額、備品購入費は、イベントや貸出しなどを目的に、ノルディックウオークのポール15セットの購入費として8万3,000円を計上、償還金、利子及び割引料は、健康増進事業費の前年度精算による県への返還金として、9万5,000円を計上しています。環境衛生費は、負担金、補助及び交付金が合併処理浄化槽設置補助金を1件追加し、120万5,000円の増額です。

次の農林水産業費からは、産業振興課長が説明いたします。

○議長（中原 信男君） 杉原産業振興課長。

○産業振興課長（杉原 昭二君） 引き続き、14ページ中段から、農林水産業費、農業費、農業委員会費は、全国農業委員会会長大会に参加するための旅費として、1万円の増額です。農業振興費は198万3,000円の増額です。旅費は、本年秋に台湾、台中市で開催される鳥取県物産展に日野郡3町が連携し、トップセールスを行うための町長、議長及び職員の旅費として48万6,000円を計上しています。負担金、補助及び交付金は、日野郡3町連携会議への負担金として50万円、町商工会及び出展予定者の旅費補助として29万1,000円、町農林振興公社が購入するトラクター取付け型のオフセットモア購入に係る補助金として、70万6,000円の増額です。畜産業費は3,353万5,000円の増額です。委託料は、老朽化している下榎畜産団地の解体撤去に係る設計委託料として374万円、工事請負費は、下榎畜産団地の解体撤去工事費として2,970万円、負担金、補助及び交付金は、日野町畜産経営緊急救済事業費補助金について、補助対象となる牛の頭数が増えたことにより9万5,000円の増額です。

15ページ、山村振興費は、需用費が日野町交流センターリバーサイドひののボイラー漏水等の修繕及び製氷器取替えの修繕料として342万2,000円の増額です。林業費、林業振興費は、町行造林事業の間伐作業区域の変更による作業道延長により、委託料が430万円の増額です。商工費、商工費、観光費は316万5,000円の増額です。報償費は、オシドリ観察小屋フォトコンテスト審査員に係る報償金、入賞者への記念品費が4万5,000円、需用費は、フォトコンテスト用写真印刷費として1万5,000円、役務費は、入賞者記念品発送に係る費用として2万1,000円、工事請負費は、老朽化しているオシドリ観察小屋トイレを撤去し、新たに男女別洋式トイレを設置する工事として307万5,000円を計上しています。

次の土木費からは、建設水道課長が説明いたします。

○議長（中原 信男君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 引き続き、15ページ下段から16ページにかけて、土木費、土木管理費、土木総務費は146万円の増額です。使用料及び賃借料は、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム利用料として13万2,000円、負担金、補助及び交付金は、負担金が鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム構築費負担金として46万6,000円、補助金は、アスベストが含まれる個人所有の建物除去に係る費用の一部助成に136万2,000円を計上、また、日野町地域集会所等バリアフリー助成事業補助金について、消防防災に関する補助金との統合により50万円の減額です。道路橋梁費、道路維持費は1,693万6,000円の増額です。報償費は、降雪による倒木処理等に係る作業費用として20万円を計上、需用費は、

除雪車両2台分のチェーン購入に係る費用として67万1,000円の増額、役務費は、除雪車1台のリース追加による保険料及び倒木処理に係る傷害保険加入金として2万9,000円の増額、委託料は、降雪状況確認用カメラを設置する費用に23万1,000円の増額、使用料及び賃借料は、除雪車1台の追加と除雪車1台のリース期間1か月延長による増と、降雪状況確認用カメラ8台のリース費用で227万5,000円の増額。工事請負費は、町道黒坂停車場線、町道三谷線の道路修繕工事、町道下黒坂線の日野学園バス停設置に係る道路拡幅工事及び除雪時に支障となる町道路面の修繕工事費で1,353万円を計上しています。橋梁維持費は、橋梁点検及び橋梁補修事業の国費確定に伴う財源振替です。住宅費、住宅管理費は370万4,000円の増額です。需用費は、町営住宅の修繕費用として74万8,000円の増額、工事請負費は、若者向け住宅根雨団地4戸の給湯器交換工事及び北原団地について、合併処理浄化槽から下水道に接続する工事費として215万6,000円、負担金、補助及び交付金は、北原団地4戸分の下水道加入負担金として80万円を計上しています。

次の教育費からは、教育課長が説明いたします。

○議長（中原 信男君） 遠藤教育課長。

○教育課長（遠藤 律子君） 17ページ、教育費、義務教育学校費、学校管理費は208万5,000円の増額です。需用費は、日野学園校長室ピクチャーレール設置と体育館裏側に照明器具を設置するための修繕料として53万4,000円の増額、工事請負費は、日野学園中庭の排水路への転落を防止するためのグレーチング蓋の設置、校長室と教室の出入口扉の窓への目隠しカーテンの設置及び玄関、昇降口等の屋根に雪止め器具を増設するための工事費に155万1,000円の増額です。社会教育費、社会教育総務費は、菅福食文化伝承館事務所内の水道管漏水修繕として、需用費が19万8,000円の増額です。保健体育費、学校給食費は、不要になった学校給食用コンテナの売払い収入を充てたことによる財源振替です。

以上が令和6年度一般会計補正予算（第3号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第10、議案第58号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第58号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。この補正予算は、歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、予算総額を3億9,547万6,000円とするものでございます。

補正額等は、2 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 議案第 5 8 号、令和 6 年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。

議案書の 3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧いただきたいと思います。

4 ページ、歳入です。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金は、資格確認証に係る経費を計上したことに伴い 8 万 1, 0 0 0 円の増額、繰入金、基金繰入金は、前年度歳計剰余金繰越金の計上に伴い、財政調整基金繰入金を 3 2 3 万 2, 0 0 0 円減額、繰越金は、前年度歳計剰余金繰越金として 3 5 4 万 5, 0 0 0 円を計上するものです。

5 ページ、歳出です。総務費、総務管理費、一般管理費は、被保険者証廃止に伴い交付する資格確認証の用紙代として消耗品費を 3 万 3, 0 0 0 円増額、資格確認証送付用封筒に係る印刷製本費を 4 万 8, 0 0 0 円の増額です。基金積立金、財政調整基金積立金は、国民健康保険財政調整基金積立金を 2 1 万 3, 0 0 0 円計上するものです。諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金は、過年度の国民健康保険税還付が想定以上に発生したことに伴い、1 0 万円を増額するものです。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、日程第 1 1、議案第 5 9 号、令和 6 年度日野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第 5 9 号、令和 6 年度日野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれ 3, 7 1 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算総額を 6 億 2, 4 0 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

補正額等は、2 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 議案第 5 9 号、令和 6 年度日野町介護保険特別会計補正予算（第

2号)について御説明いたします。

議案書の3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧いただきたいと思います。

4ページ、歳入です。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は8万2,000円の増額で、西部広域行政管理組合接続用ネットワーク配線作業に係る事務費繰入金を計上するものです。繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、前年度歳計剰余金繰越金の計上に伴い、介護給付費準備基金繰入金を1,144万2,000円減額、繰越金は、前年度歳計剰余金繰越金として4,855万1,000円を計上するものです。

続きまして、5ページ、歳出です。総務費、総務管理費、一般管理費は、西部広域行政管理組合接続用ネットワーク配線作業に係る委託料として8万2,000円の増額、保険給付費、施設介護サービス給付費は、介護給付費準備基金繰入金の減額に伴う財源振替です。地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費は、新たに高額介護サービス相当事業費を予算化するため4万2,000円の減額、高額介護予防サービス費相当事業費は、新たに地域支援事業の高額介護サービス相当事業費に該当するものが生じたため、4万2,000円の増額です。

6ページ、諸支出金、償還金は1,874万6,000円の増額で、前年度事業の精算に伴う、国、県、支払い基金への返還金の計上です。基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として1,836万3,000円を計上するものです。

説明は以上です。

○議長(中原 信男君) 次に、日程第12、議案第60号、令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長(埴田 淳一君) ただいま上程されました議案第60号、令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。この補正予算は、歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、予算総額を7,322万8,000円とするものでございます。

補正額等は、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

補正予算の内容は、前年度歳計剰余金繰越金16万7,000円が生じたので、この金額を後期高齢者医療広域連合納付金として計上するものでございます。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(中原 信男君) お諮りいたします。議案第52号から議案第60号までの提案説明が終わりましたが、質疑、討論、採決は後日に行うこととし、留保いたしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第60号までの質疑、討論、採決は留保することに決定をいたしました。

日程第13 議案第61号 から 日程第19 議案第67号

○議長（中原 信男君） 次の日程第13、議案第61号、令和5年度日野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、議案第67号、令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたしたいと思います。

一括議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議がないようですので、一括議題とし、提出者の説明を求めます。
埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第61号、令和5年度日野町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度日野町一般会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり、監査委員の審査を受けたので、その意見をつけて本議会の認定に付すものでございます。

以下同様に、議案第62号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号、令和5年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号、令和5年度日野町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号、令和5年度日野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、令和5年度日野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、本議会の認定に付すものでございます。

なお、決算の概要等につきましては、会計管理者に説明させますので、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 荒木会計管理者。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） それでは、議案第61号から議案第67号までの7会計、令和5年度決算の状況について説明します。

7 会計の決算概要を 1 枚の表、令和 5 年度日野町歳入歳出決算状況にまとめておりますので、それにより説明させていただきます。

表を御覧ください。最初に、一般会計です。歳入について説明いたします。収入済額は 40 億 5,466 万 2,020 円で、調定額と比較した収納率は 98.24%です。収入額のうち約 80%は地方交付税をはじめとする依存財源が占め、町税などの自主財源は全体の約 20%となっております。収入未済額ですが、7,261 万 8,100 円で、前年度より 308 万 5,436 円の減額です。

お手元の資料にはありませんが、主な未済額の内訳は、町税では、町民税が 82 万 8,368 円で、前年度より 2 万 4,790 円の減額です。固定資産税は 1,228 万 4,740 円で、前年度より 66 万 900 円の減額となっております。

次に、使用料は、住宅使用料が 284 万 4,803 円で、前年度より 3 万 8,210 円の減額となっております。また、諸収入の貸付金元利収入は 5,579 万 9,196 円で、前年度より 304 万 2,529 円の減額となっております。その他、生活保護費返還金 86 万 993 円の未収となっております。

続いて、歳出について説明いたします。支出済額は 38 億 3,640 万 1,017 円、翌年度繰越額は 8,663 万 5,000 円で、予算に対する執行率は 94.17%です。主な支出としては、生活交通確保対策事業、地籍調査事業、くらし応援商品券事業、義務教育学校建設事業、日野病院組合負担金、西部広域・三町衛生施設組合負担金、起債約定償還などが上げられます。翌年度に繰り越す事業は、義務教育学校駐車場整備事業、町道修繕事業などが上げられます。

歳入総額 40 億 5,466 万 2,020 円から歳出総額 38 億 3,640 万 1,017 円を引いた差引き額は 2 億 1,826 万 1,003 円です。翌年度へ繰り越すべき財源が 37 万 1,000 円ですので、実質収支は 2 億 1,789 万 3 円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計について説明します。歳入です。調定額が 3 億 6,675 万 9,013 円、収入済額は 3 億 4,820 万 7,039 円で、収納率は 94.94%です。収入未済額は 1,839 万 3,394 円で、昨年より 135 万 1,970 円の減額となっております。歳出は、予算現額 4 億 1,021 万 1,000 円に対し、給付費など支出済額合計は 3 億 4,466 万 1,393 円で、予算に対する執行率は 84.02%です。歳入歳出差引き残額は 354 万 5,646 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も同額です。

次に、介護保険特別会計について説明します。歳入ですが、調定額 6 億 2,500 万 2,439 円、収入済額は同額で収納率は 100%、保険料等の収入未済額はありません。歳出は、予算

現額7億1,646万8,000円に対し、給付費など支出済額5億7,645万997円で、予算執行率は80.46%です。歳入歳出差引き額は4,855万1,496円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額です。

続いて、後期高齢者医療保険特別会計について説明します。歳入ですが、調定額5,789万9,628円に対し、収入済額は同額で収納率は100%、保険料等の収入未済額はありません。歳出は、予算現額5,825万7,000円に対し、広域連合納付金など支出済額は5,773万3,528円で、予算執行率は99.10%です。歳入歳出差引き残額は16万6,100円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額です。

続いて、簡易水道特別会計について説明します。歳入ですが、調定額7,818万9,420円に対し、収入済額7,371万7,950円で、収納率は94.28%、給水料の収入未済額は447万1,470円です。歳出は、予算現額7,831万4,000円に対し、公債費、維持管理費などの支出済額は7,267万1,300円で、予算執行率は92.79%です。歳入歳出差引き残額104万6,650円は、令和6年度から公営事業会計への移行により、簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、公共下水道事業特別会計についてです。歳入ですが、調定額9,456万9,542円に対して、収入済額9,160万6,722円で、収納率は96.87%、使用料の収入未済額は296万2,820円です。歳出は、予算現額9,479万2,000円に対し、公債費、維持管理費などの支出済額は9,128万1,057円で、予算執行率は96.30%です。歳入歳出差引き額32万5,665円は、令和6年度から公営事業会計への移行により、下水道事業会計へ引き継いでおります。

最後に、農業集落排水事業特別会計です。歳入です。調定額4,157万5,732円に対し、収入済額4,032万4,962円で、収納率は96.99%、使用料の収入未済額は125万770円です。歳出は、予算現額4,326万8,000円に対し、公債費、維持管理費などの支出済額は3,945万8,117円で、予算執行率は91.19%です。歳入歳出差引き額86万6,845円は、令和6年度から公営事業会計への移行により、下水道事業会計へ引き継いでおります。

議案第61号から議案第67号までの概要説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、監査委員より令和5年度決算審査意見及び令和5年度決算に係る健全化判断比率等審査意見の報告を求めます。

谷口勇代表監査委員。

○代表監査委員（谷口勇君） 代表監査委員の谷口です。よろしくお願いします。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年度日野町歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、提出された書類につきまして審査いたしましたので、その所見を述べさせていただきます。

なお、決算の数値につきましては、先ほど会計管理者より報告がありましたので、重複するところは割愛して述べさせていただきますので、御了承ください。

まず、審査の対象ですが、令和5年度の日野町の一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、簡易水道、公共下水道事業、農業集落排水事業特別会計、6会計歳入歳出決算と令和5年度日野町財政健全化判断比率であります。

審査は、令和6年7月24日から8月21日までのうち9日間実施いたしました。

審査の方法としては、各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成され、予算が適正かつ効率的に執行されているか、決算の計数は正確であるか、財産管理が適正に行われているか、基金が適正に管理されているか、実施された事業の成果が上がっているかなどの審査を行いました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、提出された書類は適正な数値が計上され、調製されているかの審査も行いました。

審査の結果といたしまして、7会計の決算計数は正確であり、予算執行も適正に行われているものと認めました。また、財産に関する調書については、土地、建物、山林、有価証券及び出資による権利など、調書の計数は正確であり、基金は基金条例に基づき、その目的に従って運用管理されていると認められました。さらに、地方公共団体の財政健全化判断比率については、いずれの指標も国の早期健全化基準をクリアしており、全体の安定化が進んでおります。しかしながら、近年、過疎対策事業債を含めた起債発行額が増加傾向にあり、実質公債費比率が上がるが見込まれるため、基金の活用も併せて事業を行っていただきたいと考えています。

次に、会計ごとの総括意見を述べます。

一般会計の実質収支は2億1,789万3円の黒字であり、おおむね良好です。しかしながら、不用額は、毎年指摘していますが、2億3,753万5,983円と依然として多額となっており、当初予算を編成する際には、十分に考慮した予算編成とされるとともに、必要に応じて減額補正するなどの対策を講じられたいと思います。

収入は、収入済額40億5,466万2,020円、収入未済額は7,261万8,100円

であり、収納率は98.24%となっています。収入未済額の内訳としては、個人町民税、固定資産税、住宅・改良住宅使用料、災害援護資金貸付金、住宅新築資金等貸付金などが滞納分として計上されています。災害援護資金貸付金、住宅新築資金等貸付金の収入未済額は、合わせて5,579万9,196円となっており、個別徴収等により減少はしているものの多額であり、引き続き解消に努められたいと思います。また、個人町民税は、前年度より滞納者数、滞納額とも減少しており、徴収努力が認められます。一方で、固定資産税は、滞納額は減少しているものの新規滞納が増えており、各課の連携を図りながら、初期段階での徴収強化と新規滞納者の抑制に努めていただきたいと思います。地方交付税は歳入全体の57.1%を占めており、今後、人口減などにより、交付額が減少することも見込まれることから、事業を進める上では、財源の確保に十分注意を払っていただきたいと思います。

一方、歳出は、支出済額38億3,640万1,017円で、繰越額を除いた執行率は94.17%となっています。先ほども述べましたが、不用額が多いので留意していただきたいと思います。また、近年、繰越事業が増える傾向にあり、事業の早期発注、早期完成に努められたいと考えます。

基金については、財政調整基金、減債基金、公共施設等長寿化基金など、前年度より1億9,760万9,000円を積み増しされ、総額で36億520万6,000円となっています。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計の決算での実質収支は354万5,646円の黒字であり、おおむね良好であります。歳入の収入済額は3億4,820万7,039円で、不納欠損額15万8,580円で、収入未済額は1,839万3,394円で、徴収率は94.94%となっています。国民健康保険税については、収入未済額及び滞納者数は減少し、徴収の努力は認められるものの、依然として未納額が多額であるので、引き続き回収に向けた努力をお願いしたいと思います。

歳出は、支出済額3億4,466万1,393円で、執行率は84.02%となっています。今後も糖尿病、高血圧症をはじめとする生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、住民の健康管理に対する意識の高揚と健診受診の普及啓発に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計ですが、実質収支は4,855万1,496円の黒字であり、おおむね良好であります。歳入は、収入済額6億2,500万2,493円、収入未済額はなく、収納率は100%で評価できます。

歳出は、支出済額5億7,645万997円で、執行率は80.46%となっております。今後もいきいき・かみかみ百歳体操、ぽかぽか教室など介護予防施設を推進し、給付費の抑制を図

っていただきたいと思います。また、保険料の算定に当たっては、基金の活用も検討していただきたいと思います。

次に、後期高齢者保険特別会計ですが、実質収支は16万6,100円の黒字となっており、おおむね良好であります。歳入は、収入済額5,789万9,628円、収入未済額はなく、収納率は100%で評価できます。

歳出は、支出済額5,773万3,528円で、執行率は99.10%となっております。今後も被保険者の健康増進と医療費抑制に取り組んでいただきたいと思います。

次に、簡易水道特別会計ですが、令和6年4月1日より公営企業会計に移行し、従来のような出納整理期間がないため、必要見込額を一般会計から繰り入れしており、実質収支が104万6,650円となっています。収入済額は7,371万7,950円、収納率は94.28%で、収入未済額が447万1,470円と昨年より大幅に増えていますが、この要因として、令和6年4月1日から公営企業会計に移行したことにより、3月請求分で4月以降の納期分の使用料が収入未済額として計上されているものが大部分を占めています。

歳出は、支出済額7,267万1,300円で、執行率は92.79%となっております。今後も町民の生活環境の向上を図るため、適正な管理運営に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業特別会計です。簡易水道特別会計と同様に、令和6年4月1日より公営企業会計に移行し、従来のような出納整理期間がないため、必要見込額を一般会計から繰り入れしており、実質収支が32万5,665円となっています。収入済額は9,160万6,722円、収納率は96.87%で、収入未済額が296万2,820円と昨年より大幅に増えていますが、この要因は、簡易水道特別会計と同様の理由による3月請求分使用料が大部分を占めています。

歳出は、支出済額9,128万1,057円で、執行率は96.30%となっております。今後も町民の生活環境の向上を図るため、適正な管理運営に努めていただきたいと思います。

最後に、農業集落排水事業特別会計ですが、簡易水道、公共下水道事業特別会計と同様に、令和6年4月1日より公営企業会計に移行し、従来のような出納整理期間がないため、必要見込額を一般会計から繰り入れしており、実質収支が86万6,845円となっています。収入済額は4,032万4,962円、収納率は96.99%で、収入未済額は125万770円と昨年より大幅に増えていますが、この要因は、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計と同様の理由による3月請求分使用料が大部分を占めています。

歳出は、支出済額3,945万8,117円で、執行率は91.19%となっております。今

後も町民の生活環境向上のため、適正な管理運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の所見といたします。

○議長（中原 信男君） ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第61号から議案第67号までの決算認定については、委員8名で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第67号までの決算認定については、委員8名で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定をいたしました。

委員の指名についてお諮りいたします。委員は、議長において、次の議員を指名いたしたいと思います。1番、小林良泰議員、2番、小河久人議員、3番、坪倉敏議員、5番、梅林智子議員、6番、金川守仁議員、7番、松本利秋議員、8番、安達幸博議員、9番、竹永明文議員、以上8名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました8名が決算審査特別委員会委員に決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定し、議長に報告をお願いをいたします。決定次第、再開をいたします。委員の方は議員控室に参集ください。執行部はこのままお待ちください。

午前11時38分休憩

午前11時43分再開

○議長（中原 信男君） 再開をいたします。

休憩中に委員長、副委員長が決まりましたので、報告をいたします。

委員長に松本利秋議員、副委員長に坪倉敏議員が互選され、就任されました。

○議長（中原 信男君） お諮りいたします。本日の会議は、これで延会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

会議の再開は、9月12日午前10時といたします。御協力ありがとうございました。終わります。

午前11時44分延会
